

個人情報保護法の第三者提供への同意について

個人情報保護法においては、個人情報取扱事業者は同法第23条第1項に掲げる「法令に基づく場合」等の例外等を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないとされています。

ただし、被保険者への保険給付等で被保険者にとって利益になる事業等においては、個人情報の利用範囲・利用方法について事業所担当窓口や健康保険組合等での掲示・備付あるいは公告等によって明らかにすることで、明示的な同意を得ることなく、特段の反対や留保の意思表示が無い場合には、「黙示による包括的な同意」が得られたものとすることができます。

当健康保険組合では、以下の項目について、特段の申出がなければ黙示による包括的な同意をいただいたものとして取扱うことといたします。

1. 個人情報を第三者に提供する項目

- (1) 高額療養費、一部負担還元金、家族療養費付加金を、被保険者本人からの請求に基づかず自動的に計算して、被保険者の給与振込口座を利用して支給すること
- (2) 付加給付を、被保険者の給与振込口座を利用して支給すること
- (3) 支給決定通知を世帯単位にまとめて作成し、事業主経由で被保険者に送付すること

【支給決定通知記載項目】

「被保険者氏名」、「記号・番号」、「給付種別」、「対象者氏名」、「支給額」、「支給期間」、「日数」、「振込額」、「金融機関名」、「支店名」、「預金種別」、「口座番号」、「口座名義人」

- (4) 医療費通知を世帯単位にまとめて作成し、事業主経由で被保険者に送付すること

【医療費通知記載項目】

「被保険者氏名」、「記号・番号」、「診療を受けた方の氏名」、「診療年月日」、「診療区分」、「診療日数」、「医療機関名」、「医療費総額」、「健康保険組合負担額」、「公費負担額」、「あなたが支払った額」

- (5) インフルエンザ予防接種補助金請求書の内容確認と提出を事業主経由で行い、被保険者の給与振込口座を利用して支給すること
- (6) ジェネリック医薬品差額通知を世帯単位にまとめて作成し、事業主経由で被保険者に送付すること

2. 個人情報を第三者から提供を受ける項目

- (1) 健康保険組合が契約する人間ドック委託医療機関で実施する健診項目の結果について、人間ドック委託医療機関から提供を受けること(特定健康診査を含む)
- (2) 事業主の実施する労働安全衛生法に基づく健康診断の結果について、事業主から提供を受けること

3. 事前の同意を得ることなく個人情報を第三者提供する事由

当健康保険組合は、加入者の個人情報について事前の同意を得ることなく、第三者に提供しません。ただし、次に掲げる場合は、事前の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供する場合があります。

(1) 個人情報保護法第23条第1項に掲げる事項

- ① 法令の定めに基づく場合
- ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(2) 個人情報保護法第23条第5項第3号に該当する共同事業

個人情報保護法では、

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの全部又は一部を委託する場合
- ② 合併その他の事由による事業の承継に伴う場合
- ③ 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合

については、第三者提供に該当しないこととしています。

当健康保険組合では、③の共同事業を実施し、加入者の個人情報を共同利用いたします。

■ 事業所と共同で実施する健康診査事業

- ① 当健康保険組合では、被保険者(任意継続被保険者を除く)の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、株式会社群馬銀行等事業所とともに、健康診査事業を共同で実施します。

② 共同利用する健診データ項目

人間ドック健診項目(定期健康診断検査項目・特定健康診査項目を含む)以下の項目

- 内科診察(問診を含む) - 身体計測 - 視力・聴力検査 - 胸部X線
- 血圧測定 - 心電図検査 - 尿検査 - 胃透視/胃内視鏡検査
- 肝機能検査 - 血中脂質・尿酸検査 - 血糖検査 - 血液検査(貧血検査)
- がん検査(人間ドック委託医療機関の実施する人間ドックにがん検査を含む場合)

③ 健診データを共同利用する者の範囲

- 株式会社群馬銀行 : 部店長・人事部健康管理室保健師および看護師
- その他事業所 : 代表者・総務担当役員
- 群馬銀行健康保険組合 : 役員

④ 健診データを共同利用する者の利用目的

健康保険組合規約第4条別表に掲げる事業所においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、群馬銀行健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データ(特定健康診査情報を含む)の利用は、健診データを共同利用するものがデータを保存し、産業医の判定と指示にしたがって、健康相談、健康指導を行います。

特定健康診査情報を基に群馬銀行健康保険組合が抽出した特定保健指導対象者に対して、特定保健指導の推進・管理を行います。

⑤ 健診データの管理責任者

- 株式会社群馬銀行 : 部店長・人事部健康管理室担当役員
- その他事業所 : 総務担当役員
- 群馬銀行健康保険組合 : 事務長

■ 健康保険組合連合会(健保連)と共同で実施する高額医療交付金交付事業(高額医療事業)

① 健保連との高額医療事業の共同実施について

健康保険法附則第2条に基づく事業として、健康保険組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。

その事業の申請のために、①診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む。以下、「レセプト」という。)については、電子レセプトのCSV情報もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求代金などを記載した「交付金交付申請総括明細書」を健保連・高額医療グループに提出します。

② 共同利用する個人データ項目

- 「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目
- レセプト記載データの全ての項目

③ レセプトデータを共同利用する者の範囲

- 群馬銀行健康保険組合 : 常務理事・事務長・職員
- 健康保険組合連合会 : 高額医療グループ職員
- 健保連の業務委託先 : 公益財団法人日本生産性本部・情報システム部及び協力会社

④ レセプトデータを共同利用する者の利用目的について

当健康保険組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健保連・高額医療グループにおいては、全健康保険組合からの申請を受理するため、当該健康保険組合からの申請が間違えないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。

⑤ レセプトデータ等の管理責任者

- 群馬銀行健康保険組合 : 事務長
- 健康保険組合連合会 : 高額医療グループ グループマネージャー

上記の第三者提供に同意されない方、および個人情報の共同利用の停止を希望される方は、以下の項目を記載した文書で、群馬銀行健康保険組合の常務理事までお申し出ください。

- ・ 被保険者証の記号・番号
- ・ 氏名
- ・ 同意しない理由

申し出がない場合は、「黙示による包括的な同意」を得たものとして取り扱います。

※ 個人情報の取扱いに関するお問合せ窓口

〒371-8611

群馬県前橋市元総社町194番地

群馬銀行健康保険組合

TEL: 027-254-7057